

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
5. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき (平成27年5月18日追加)
6. 転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突若しくは接触した事故
7. 酒気帯び運転
8. 自然災害に起因する可能性のある事故
9. その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等

一般乗用旅客自動車運送事業者

2当であっても速やかに

報 告

報告は管轄の運輸支局等へ！

茨城運輸支局 保安担当

1. ~5.
については
特に速
やかに！

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

TEL: 029-247-5348 音声案内「3」 FAX: 029-248-4773

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話: 080-3369-7055

【上記が繋がらなかった場合(休日・時間外)】

関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課: 080-3369-7054

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名
 - ②発生日時
 - ③発生場所
 - ④事故車の登録番号
 - ⑤死者数、重傷者数及び負傷者数
 - ⑥事故概要
 - ⑦情報入手先
 - ⑧その他判明している事項
 - ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告